

令和5年9月大竹市議会定例会（第4回）議案の概要

	議案番号	件名	内容	提案説明者
1	認 第 6 号	令和4年度大竹市水道事業会計決算の認定について (上下水道局業務課)	1 令和4年度大竹市水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、市議会の認定に付するもの。 ○年間有収水量 3, 132, 600 m³ ○建設改良事業 350, 170, 641 円 主な事業：防鹿水源地4号ろ過池改良工事 137, 852, 000 円 御園一丁目・立戸三丁目地内配水管改良工事（繰越分） 35, 693, 900 円 ○収益的収支 ・収入総額 510, 459, 011 円 ・支出総額 506, 969, 836 円 ・差引利益額 3, 489, 175 円 ○資本的収支 ・収入総額 199, 893, 876 円 ・支出総額 399, 049, 238 円 ・差引不足額 199, 155, 362 円 △不足額の補てん財源内訳 ・当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 29, 978, 647 円 ・過年度分損益勘定留保資金 169, 176, 715 円	上下水道局長
2	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について (市民生活部自治振興課)	人権擁護委員の任期が令和5年12月31日をもって満了となるので、新たに ^{いしかわ}市川 ^{ひろし}洋 氏を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の意見を求めるもの。	市長
3	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について (市民生活部自治振興課)	人権擁護委員の任期が令和5年12月31日をもって満了となるので、新たに ^{いかり}碓 ^{としたか}敏孝 氏を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の意見を求めるもの。	市長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
4	諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について (市民生活部自治振興課)	人権擁護委員の任期が令和5年12月31日をもって満了となるので、新たに ^{ふじもと} 藤本 ^{きょうこ} 京子 氏を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の意見を求めるもの。	市長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
5	議案第 56 号	大竹市税条例の一部改正について (市民生活部市民税務課)	1 改正の理由 地方税法等の一部改正に伴い、大竹市税条例の一部を改正しようとするもの。 2 改正の主な内容 【個人の市民税に関する改正点】 (1) 第 3 4 条の 9 第 2 項関係 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除について、令和 6 年度から国税である森林環境税が地方税である市県民税と併せて賦課徴収することとなるなか、国税と地方税との間で還付又は充当の規定がないことから、新たに納税義務者が市、県に対して還付又は充当を委託したとみなす規定を設けるもの。 (2) 第 3 6 条の 3 の 2 第 2 項関係 個人の市民税にかかる給与所得者が提出する扶養親族等申告書について、給与所得者の扶養親族等申告書に記載する事項が前年の申告内容と異動がない場合においても、これまですべて記載していたものを申告書に異動がない旨と記載することができるよう改正するもの。 (3) 第 3 8 条第 3 項関係 森林環境税の徴収方法について、令和 6 年 1 月 1 日の賦課期日で賦課徴収することとなる森林環境税を市県民税の均等割と併せて賦課徴収とすることとするもの。 (4) 第 4 1 条関係 市県民税納税通知書の表示について、森林環境税を賦課徴収することに伴い、納付することとなる森林環境税額を納税通知書に追加記載することとするもの。 (5) 第 4 4 条関係 給与所得にかかる市県民税が特別徴収となっている場合、所得割額、均等割額と併せて森林環境税を徴収する規定とするもの。	市民生活部 長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
			(6) 第47条関係 給与所得に係る特別徴収となっていた納税義務者が退職等により普通徴収へ切り替えることとなった場合について、新たに徴収することとなる国税である森林環境税と地方税である市県民税の過誤納金の還付又はこれらの間での充当について、納税義務者が市、県に対して委託したとみなす規定を設けるもの。 (7) 第47条の2関係 公的年金等に係る市県民税が特別徴収となっている場合、所得割額、均等割額と併せて森林環境税を徴収する規定とするもの。 (8) 第47条の6関係 年金所得に係る市県民税特別徴収税額の普通徴収税額への繰り入れについて、給与所得者と同様に、新たに徴収することとなる国税である森林環境税と地方税である市県民税の過誤納金の還付又はこれらの間での充当について、納税義務者が市、県に対して委託したとみなす規定を設けるもの。 【軽自動車税に関する改正点】 附則第13条の2及び附則第14条の2関係 自動車メーカーによる燃費・排出ガス試験不正の再発抑止策として、不正により生じた納税不足額にかかる納税義務を当該メーカーに負わせる環境性能割、種別割それぞれの特例規定において、納付不足額に加算する割合を現行の10%から35%に引き上げるもの。 【その他】 法律改正に伴う条例の引用条項のずれによる整備及び字句の修正 3 施行期日等 (1) 附則第1条関係 令和6年1月1日。2(2)は、令和7年1月1日に施行 (2) 附則第2条、附則第3条関係 市民税及び軽自動車税に関する経過措置	

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
6	議案第 57 号	大竹市手数料条例の一部改正について (建設部都市計画課)	1 改正の理由と主な内容 宅地造成及び特定盛土等規制法が令和5年5月26日に施行され、広島県は令和5年9月28日に広島市、福山市、呉市を除く県全域を規制区域に指定し、運用を開始することとしている。法の施行にあたり、広島県の権限である宅地造成等、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可又は不許可の処分の権限の一部について、県内市町へ権限移譲されることとなり、本市では造成の面積が1万平方メートル未満の工事の許可又は不許可の処分の審査について、広島県と同様に面積の区分ごとに手数料を設けるため、本条例の一部を改正しようとするもの。 2 施行期日 令和5年9月28日	建設部長
7	議案第 58 号	大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について (健康福祉部福祉課)	1 改正の理由と主な内容 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、引用する条項が変更となったため、本条例の一部を改正しようとするもの。 2 施行期日 公布の日	健康福祉部長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
8	議案第 59 号	大竹市火災予防条例の一部改正について (消防本部消防課)	1 改正の理由 消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等が令和 5 年 5 月 3 1 日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするもの。 2 改正の主な内容 (1) 第 1 1 条第 1 項第 3 号の 2 関係 変電設備について、基本的な安全対策を目的とした規定であり、「キュービクル式」に限定することなく、変電設備と建築物等の間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つことを規定したもの。 (2) 第 1 1 条の 2 第 1 項第 4 号関係 屋外に設ける蓄電池設備が、雨水等の侵入防止措置が講じられたキュービクル式のものでなくとも、同様の措置が講じられた筐体に収められていればよいこととされたため、蓄電池を内蔵する急速充電設備についても、同じく規定したもの。 (3) 第 1 3 条第 1 項関係 蓄電池設備の潜在的な火災リスクとして、蓄電池容量（キロワット時）に依存すると一般的に考えられることから、規制対象の指定に係る単位が「アンペアアワー・セル」から「キロワット時」に改められたこと、各種の蓄電池設備において共通的に求められる地震時の転倒防止等の措置が講じられた構造とすること、及び開放形鉛蓄電池設備にあっては、その電槽を耐酸性の床上又は台上に設けることを規定したもの。 (4) 第 1 3 条第 3 項関係 屋外に設ける蓄電池設備について、原則として建築物から 3 メートル以上の離隔距離を設けることを規定したもの。 なお、一定の要件を満たせば離隔距離は不要とされており、当該要件に、延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるもの、又は消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものとは除外される。 (5) 第 4 4 条第 1 項関係 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、特に火災危険性の高いものの設置状況をあらかじめ消防	消 防 長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
			本部において把握することを目的とした規定であることから、同項第13号において、相対的に火災危険性が低いと考えられる蓄電池容量20キロワット時以下の蓄電池設備は届出を要しないことを規定したもの。 (6) 別表第3関係 固体燃料である木炭を用いた厨房設備の離隔距離について、新たに規定したもの。 3 施行期日等 (1) 施行期日 令和6年1月1日 (2) 経過措置 附則第2項及び附則第3項では、既存及び工事中の設備について、附則第4項では、新たに該当する設備に係る適用除外について、それぞれ経過措置を定めたもの。	

	議案番号	件名	内容	提案説明者
9	議案第 60 号	工事請負契約の締結について 〔大竹駅西口駅前広場整備工事〕 (建設部監理課)	1 工 事 名 大竹駅西口駅前広場整備工事 2 工事場所 大竹市新町一丁目地内 3 契約方式 一般競争入札 4 請負金額 218,790,000円 5 請 負 者 広島県広島市西区観音本町一丁目16番22号 株式会社 福永建設工業 6 工 期 議決の日の翌日から令和6年7月31日まで (工事概要) 構造規模 ・交通広場面積 A≒3,150m² 工事内容 ・土工 一式 ・構造物撤去工 一式 ・排水構造物工 一式 ・舗装工 一式 ・区画線工 一式 ・縁石工 一式 ・付属施設工 一式 (シェルター、時計塔等) ・照明設備工 一式 等	建設部長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
10	議案第 61 号	令和4年度大竹市工業用水道事業 会計剰余金の処分及び決算の認定 について (上下水道局業務課)	1 令和4年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分について、市議会の議決を求めるもの。 ○未処分利益剰余金の処分 ・未処分利益剰余金の当年度末残高 1 4 3 , 5 2 7 , 8 5 1 円 ・減債積立金の積立 1 1 0 , 6 9 1 , 7 6 9 円 ・建設改良積立金の積立 0 円 2 令和4年度大竹市工業用水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、市議会の認定に付するもの。 ○年間有収水量 1 0 , 9 6 1 , 4 3 1 m³ ○建設改良事業 7 , 6 5 2 , 7 0 0 円 主な事業：防鹿水源地遠方監視装置更新工事 3 , 3 5 2 , 8 0 0 円 ○収益的収支 ・収入総額 5 0 4 , 7 5 2 , 1 2 3 円 ・支出総額 3 9 4 , 0 6 0 , 3 5 4 円 ・差引利益額 1 1 0 , 6 9 1 , 7 6 9 円 ○資本的収支 ・収入総額 1 7 , 8 0 0 , 0 0 0 円 ・支出総額 3 6 6 , 7 9 0 , 3 8 2 円 ・差引不足額 3 4 8 , 9 9 0 , 3 8 2 円 △不足額の補てん財源内訳 ・当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 8 7 3 , 3 6 0 円 ・過年度分損益勘定留保資金 1 1 7 , 5 8 6 , 8 5 7 円 ・当年度分損益勘定留保資金 1 9 7 , 6 9 4 , 0 8 3 円 ・減債積立金 3 2 , 8 3 6 , 0 8 2 円	上 下 水 道 局 長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
11	議案第 62 号	令和 4 年度大竹市公共下水道事業 会計剰余金の処分及び決算の認定 について (上下水道局業務課)	1 令和 4 年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分について、市議会の議決を求めるもの。 ○未処分利益剰余金の処分 ・未処分利益剰余金の当年度末残高 5 5 1, 4 8 4, 9 7 0 円 ・減債積立金の積立 4, 5 0 0, 0 0 0 円 ・建設改良積立金の積立 4 5, 0 0 0, 0 0 0 円 2 令和 4 年度大竹市公共下水道事業会計決算について、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、市議会の認定に付するもの。 ○年間総処理水量 6, 9 9 6, 0 5 9 m³ ○建設改良事業 7 0 9, 5 9 4, 0 8 9 円 主な事業:大竹下水処理場 1 系散気装置等機械電気設備改築更新工事 (現年) 1 1 2, 2 2 0, 3 6 3 円 小島雨水排水ポンプ場自動除塵機他電気設備改築更新工事 (過年) 1 1 7, 2 0 3, 2 0 0 円 ○収益的収支 ・収入総額 9 4 6, 6 7 3, 1 9 2 円 ・支出総額 8 5 6, 9 7 6, 8 0 2 円 ・差引利益額 8 9, 6 9 6, 3 9 0 円 ○資本的収支 ・収入総額 7 0 5, 9 2 9, 9 6 4 円 ・支出総額 9 0 0, 2 8 0, 1 9 0 円 ・差引不足額 1 9 4, 3 5 0, 2 2 6 円 △不足額の補てん財源内訳 ・当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2 9, 5 4 1, 4 0 0 円 ・過年度分損益勘定留保資金 1 6 4, 8 0 8, 8 2 6 円	上下水道局長

	議案番号	件名	内 容	提案説明者																							
12	議案第 63 号	令和 5 年度大竹市一般会計補正予算（第 3 号） （総務部企画財政課）	1 歳入歳出の補正 ○補正予算額 7 8 1, 9 7 0 千円 （詳細は 1 2 頁 補正予算の内訳のとおり） ○予算総額 1 6, 9 8 2, 5 6 2 千円 2 繰越明許費の補正 <table><thead><tr><th>款</th><th>項</th><th>事業名</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>3 民生費</td><td>2 児童福祉費</td><td>子育て世帯臨時特別給付金支給事業</td><td>305 千円</td></tr></tbody></table> 3 債務負担行為の補正 <table><thead><tr><th>事項</th><th>期間</th><th>限度額</th></tr></thead><tbody><tr><td>戸籍システム更新に要する経費</td><td>令和 6 年度から 令和 1 0 年度まで</td><td>64, 000 千円以内</td></tr><tr><td>小学校 ICT 支援業務に要する経費</td><td>令和 6 年度</td><td>5, 165 千円以内</td></tr><tr><td>中学校 ICT 支援業務に要する経費</td><td>令和 6 年度</td><td>5, 165 千円以内</td></tr><tr><td>放課後児童クラブ運営に要する経費</td><td>令和 6 年度から 令和 8 年度まで</td><td>192, 620 千円以内</td></tr></tbody></table>	款	項	事業名	金額	3 民生費	2 児童福祉費	子育て世帯臨時特別給付金支給事業	305 千円	事項	期間	限度額	戸籍システム更新に要する経費	令和 6 年度から 令和 1 0 年度まで	64, 000 千円以内	小学校 ICT 支援業務に要する経費	令和 6 年度	5, 165 千円以内	中学校 ICT 支援業務に要する経費	令和 6 年度	5, 165 千円以内	放課後児童クラブ運営に要する経費	令和 6 年度から 令和 8 年度まで	192, 620 千円以内	副市長
款	項	事業名	金額																								
3 民生費	2 児童福祉費	子育て世帯臨時特別給付金支給事業	305 千円																								
事項	期間	限度額																									
戸籍システム更新に要する経費	令和 6 年度から 令和 1 0 年度まで	64, 000 千円以内																									
小学校 ICT 支援業務に要する経費	令和 6 年度	5, 165 千円以内																									
中学校 ICT 支援業務に要する経費	令和 6 年度	5, 165 千円以内																									
放課後児童クラブ運営に要する経費	令和 6 年度から 令和 8 年度まで	192, 620 千円以内																									

補正予算の内訳

○歳出

○歳入（歳出に充当する財源）

（単位：千円）

款	説明	補正額	款	説明	補正額	備考
2 総務費	基金管理事業	658,050				
	戸籍住民基本台帳事務	847				
3 民生費	障害福祉サービス事業所等支援事業	6,850	14 国庫支出金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	4,275	
			15 県支出金	原油価格等高騰社会福祉事業者支援県補助金	2,575	
	介護サービス事業所等支援事業	19,100	14 国庫支出金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	12,238	
			15 県支出金	原油価格等高騰社会福祉事業者支援県補助金	6,862	
	子育て世帯臨時特別給付金支給事業	72,500	14 国庫支出金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	52,703	
	児童福祉施設等支援事業	5,650	14 国庫支出金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	4,001	
			15 県支出金	原油価格等高騰社会福祉事業者支援県補助金	1,649	
4 衛生費	予防接種推進事業	1,847	14 国庫支出金	予防接種健康被害給付費国庫負担金	1,847	
	休日診療所運営事業	3,400				
7 商工費	消費生活相談事業	300	15 県支出金	地方消費者行政強化交付金	150	
8 土木費	晴海臨海公園整備事業	24,000	14 国庫支出金	米空母艦載機部隊配備特別交付金（土木費）	24,000	
10 教育費	小学校管理運営事業	△ 24,000	14 国庫支出金	米空母艦載機部隊配備特別交付金（教育費）	△ 24,000	
	中学校管理運営事業	12,226	18 繰入金	教育振興基金繰入金	12,226	
	スポーツ振興事業	1,200	17 寄附金	ふるさと納税寄附金（特定事業分）	500	

		19 繰越金	前年度繰越金	24, 894	対応する歳入のない歳出に充当
		20 諸収入	ボートレース事業収入	658, 050	対応する歳入のない歳出に充当
合	計	781, 970	合	計	781, 970

	議案番号	件名	内容	提案説明者
13	議案第 64 号	令和 5 年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第 1 号） （総務部企画財政課）	1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 1 5, 9 7 7 千円 ○予算総額 2, 8 9 7, 2 8 4 千円 【補正予算の内容】 （歳入） ・前年度繰越金 1 5, 9 7 7 千円 （歳出） ・国庫補助金等返還金 1 5, 9 7 7 千円	副市長
14	議案第 65 号	令和 5 年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号） （上下水道局業務課）	1 収益的支出の予定額の補正 ○補正予定額 1 0, 4 3 7 千円 ○予算総額 9 7 1, 4 0 0 千円 【内訳】 下水道事業費用 営業費用 1 0, 4 3 7 千円	上下水道局長